

議案第 11 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 5 条第 1 項後段を次のように改める。

この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次
に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分の床面積
(当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に
2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の
合計の和。以下この項において同じ。）の 5 分の 1 を超える場合において
は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 5 分の 1)

- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1 を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1 を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 50 分の 1）
- (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1 を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1）
- (5) 貯水槽を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1 を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の 100 分の 1）

第 5 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、「規定する」の次に「建築物の」を加え、「前項後段において算入しないこととされる床面積及び」を「第 1 項後段及び前項並びに」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表第 2 の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物の床面積のうち、同法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号）第 13 条に定める床面積は、算入しない。

第14条中「第4項」を「第5項」に改める。

第18条及び第19条第1項第2号中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第20条第1項第3号中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。